

令和8年度山鹿市地域密着型サービス事業者  
公募要領

令和8年4月

山鹿市 福祉部 長寿支援課

## 1、公募の趣旨

山鹿市では、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、第9期山鹿市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス等の基盤整備を進める。

公募はサービスの質と事業者の適正な運営を確保するため、よりよいサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するために行う。

## 2、公募対象事業等

### (1) 整備年度

令和8年度 令和9年3月に指定及び令和9年4月1日までに開設

### (2) 整備対象事業数

認知症対応型共同生活介護事業所 定員9人を2ヵ所

### (3) 整備対象地域

山鹿圏域及び大道圏域とするが、現在当該施設が整備されていない圏域も考慮するなど、総合的に判定し選定する。

## 3、応募資格及び条件等

### (1) 応募資格

現在、山鹿市内で介護保険事業または医療・障がい者福祉事業（国・県・市の指定を受けているもの）の運営をしている法人（法人の種別は問わない）であること。（山鹿市内で既に介護保険事業を行っている場合は、評価の加点対象とする。）

### (2) 応募条件

- ① 事前協議期間（令和8年4月1日（水）～4月30日（木））に山鹿市と協議を行った事業者であること。（事前協議を行った事業者のみ令和8年5月7日（木）から15日（金）に予定している公募書類の受付を可能とする。）
- ② 原則として、令和9年2月末までに工事完了（市の検査終了）後、令和9年4月1日までにサービス事業を開始できること。
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第6項、第115条の12第2項及び第4項の定める欠格事項に該当しないこと。
- ④ 介護保険法における指定の欠格事由、取消事由に該当せず、所管官庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- ⑤ 応募の事業者の役員等が、山鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団、暴力団員と密接な関係にないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加者の資格を有しないとされていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないこと。
- ⑧ 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

### (3) 資金計画

- ・施設整備及び運営等に必要な資金の確保が確実であり、返済計画を含めた収支計画が適正であること。
- ・事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として年間総事業費の3ヶ月分以上に相当する現金・預金等を自己資金として確保していること。
- ・資金収支計画は、事業開始から原則3年間の計画をたてること。

### (4) 事業用地及び整備施設

- ・介護保険関連法令等の基準のほか、整備予定地が建築基準法等関連法令の基準を満たすとともに、熊本県土砂災害情報マップ、熊本県山地災害危険箇所マップ、九州森林管理局山地災害危険地区情報、山鹿市防災マップ等公的機関が定めた災害危険箇所等（指定予定を含む）でないこと。
- ・事業の用に供する土地・建物は、設置法人が所有権を有するか、取得が見込まれていること  
なお、借地・借家の場合は、抵当権が設定されていないこと及び賃貸借契約期間が借地では20年以上、借家では10年以上となっていること。
- ・事業予定者として選定された後に事業用地又は建物を購入する場合は、売買が確実であること、また、賃貸の場合は貸借が確実であることが確認できる書類を添付すること。
- ・整備施設の際は地域との連携、交流を図ることを前提としていることから、地元との理解や同意を得ることが必要となるため、整備計画に当たっては事前（公募書類提出締め切り（令和8年5月15日（金））までに地域の代表者や住民等に説明を行い、十分な理解を得ておくこと。
- ・消防法施行令上、スプリンクラーの整備が義務づけられていない場合でも整備すること。

### (5) その他の留意事項

- ・公募の書類の提出に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- ・書類の提出後、やむを得ない理由で辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。（辞退理由を記入の上、法人名・代表者名・法人印を押印）決定後の辞退については、必要に応じて委員会等への説明を要請する場合がある。
- ・本公募の選定により、土地建物上の制限解除や、介護保険法に基づく指定等が保障されるものではない。
- ・事業契約の中止や選定されなかったことによる損害等について、市は一切の責任を負わない。
- ・原則として選定後における事業の権利譲渡は認めない。
- ・本要領は、事業所選定のための要領であり、指定に係る申請の手続きについては、市ホームページで確認すること。
- ・市からの施設整備及び開設に伴う補助金は、国・県の方針に従い、国・県の予算の範囲内で採択されるため、不採択になることも想定される。
- ・既に事業を実施している認知症対応型共同生活介護事業所のユニット追加、もしくは、小規模多機能型居宅介護支援事業所と併設する事業所の整備も可能とする。

#### 4、公募等期間

(1) 事前協議期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月30日(木)まで

(2) 公募書類の提出期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月15日(金)まで

期限厳守(郵送不可)

(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

#### 5、応募手続き等

(1) 事前協議の内容

- ・公募申請に係る提出書類一覧表中「事前協議時提出書類」(1)～(19)を提出し、併せて概要説明ができること。

**※必ずアポイントメントを取り、時間を確保してから来庁すること。その際、上記以外の書類の提出や説明等を求める場合がある。**

(2) 応募時の提出書類

- ・提出書類一覧表のとおり提出すること。

(3) 提出先及び提出方法

提出先：山鹿市役所 福祉部

長寿支援課 長寿総務係(山鹿市役所1階)

提出方法：持参のみとし、郵送等は不可。

(4) 質疑応答

応募及び協議に関する質疑については、書面による提出のみとする。(法人名、担当者名、連絡先を明記すること。(※様式任意) 提出方法は【問い合わせ先】へ郵送、FAX、またメールで提出後、電話で到着確認を行うこと。

回答に時間を要する場合など、協議期間終了間際の質疑には対応できない場合があるため、余裕を持って提出すること。

なお、公平を期すため、窓口、電話等での質問には対応しない。

(5) その他

- ・書類提出後の計画変更、書類の差替え等は、募集期間内であれば可能とする。受付締切後は、選考結果に影響を及ぼすため認めない。
- ・事業予定者選定にあたって本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがある。

## 6、スケジュール

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）	事前協議期間
令和8年5月7日（木）～令和8年5月15日（金）	公募書類提出期限
令和8年6月	地域密着型サービス運営委員会開催 書類審査・ヒアリング・選考
令和8年7月	事業者選定結果通知 施設整備及び開設に係る工程確認
令和8年12月末まで （開設予定日の3ヵ月前まで）	指定申請書提出
令和9年2月末まで（原則）	工事完了 （事業所の開設にあたって建物の工事が必要な場合。また、工事完了後に市による竣工検査を行います）
令和9年3月	地域密着型サービス運営委員会 指定を判定するにあたって、書類確認及び現地（事業所）確認を行います。 事業所は工事が完了しているだけでなく、机やベッド等の備品の設置など介護サービスを提供できる状態まで準備を終えていること。
令和9年4月1日	事業所の開設

## 7、事業者選考方法と結果

### （1）選考方法

- ・事業予定者の選考は、提出された書類、応募法人のプレゼンテーションで審査し、山鹿市地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえ、その評価により市が選定する。

### （2）選考結果

- ・選考結果は、文書で通知する。また、選定された法人（事業者）名のみ山鹿市ホームページに公表する。
- ・審査結果によっては、該当なしとなる場合がある。
- ・事業予定者として選定された場合、委員会等で指摘された事項（改善が必要なもの）は、指定申請までに必ず改善すること。

## 8、選考基準

事業者の選考にあたっては、「山鹿市地域密着型サービス事業者選定基準表」に基づき審査を行う。なお、全ての基本項目が基準に適合し、総合計が基準点以上あることが必要。応募法人が1法人であっても同様。

## 9、選定後の手続き

選定後の事業内容の変更は原則認めない。ただし、変更の内容が軽微であるもの、市が承認したものについてはこの限りではない。

### **【問い合わせ先】**

山鹿市役所 福祉部 長寿支援課 長寿総務係

住所：〒861-0592 山鹿市山鹿 987 番地 3

TEL：0968-43-1180 FAX：0968-43-1170

E-Mail：[cyouju@city.yamaga.kumamoto.jp](mailto:cyouju@city.yamaga.kumamoto.jp)